

令和 2 年 6 月 30 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15K11964

研究課題名（和文）R・トリフィンと「埋め込まれた自由主義」「フラン圏の欧州化」構想との同期性

研究課題名（英文）R.Triffin and "Embedded Liberalism": Synchronization with "Europeanization of Zone Franc"

研究代表者

藤田 憲 (FUJITA, Ken)

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：70515775

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：1955年に提示されたトリフィンによる欧州通貨統合構想は、一般的経済統合の主体としての欧州経済共同体（EEC）と南部イタリアなど域内発展途上地域やコートディヴォワールなど加盟国海外領土にまで与信する欧州投資銀行（EIB）の同時設立を実現する流れを生み出した。公的介入を通じて南北格差を是正する「埋め込まれた自由主義」的潮流は、リーマンショックに苦悩するギリシャやイタリアなど「グローバルサウス」に対するEUの支援に結びつき、「EUバンク」と称されるEIBによる迅速な実務対応として結実した。本研究は、トリフィンの存在に着目し、欧州統合と脱植民地化の同期性に基づく「フラン圏の欧州化」を実証している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1955年2月、イェール大学の経済学者トリフィンが欧州通貨統合構想を提示した。資本市場で調達された資金に基づく「均衡ある発展」を追求する国際機関の欧州における立ち上げについて、「トリフィンのジレンマ」論に基づく国際経済学的視点からその必要性・実現可能性を訴えるものであった。欧州経常赤字国に対する公的機関による重層的支援は、欧州域内における為替変動リスク軽減から固定相場導入を基礎とする通貨統合へという潮流を維持・発展させ、脱植民地化と密接に関連しつつ、20世紀末における欧州通貨統合へと結実した。理論家の枠を超えた実務家としてのトリフィンの存在を浮き彫りにした本研究の学術的・社会的意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：The Triffin's European Monetary Integration Plan in 1955 made a tide for the simultaneous establishments of the EEC as a player of the general economic integration and the EIB as a player of public development financial institution for the developing area in Europe like the South Italy and the former colonies like Cote d'Ivoire. After the WWII, one of the symbolic public interventions as "Embedded Liberalism" to solve the North-South Problem created in the international community was linked to the public financial and capital assistances at the economic crisis after the 2008 global financial crisis by the EIB as the "EU Bank". In 2013, the EIB celebrates 50 years of supporting development and economic growth in the ACP regions. Since signing its first loan in Cote d'Ivoire, the EIB has adjusted its lending in the regions to the evolving trends of EU development policies through the decades. "Europeanization of Zone Franc" could be realized with the Triffin's Plan and the EIB.

研究分野：欧州通貨統合に関する実証研究

キーワード：欧州統合

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

EEC への海外領土包摂問題に関するフランス政府・フランス銀行内部の政策決定過程、および、実務者レベルの政府間交渉において明らかにされたフランス政府代表団の主張を十分に明らかされていなかった。さらに欧州統合へのトリフィンの貢献をめぐることは、トリフィン自身の諸著作に言及が存在するものの、野心的で今日的意義が非常に高い 1955 年 2 月付通貨統合構想について検証がなされていないなど、先行研究は明らかに不十分な水準にあった。

2. 研究の目的

ベルギー人経済学者 R・トリフィンは、IMF をキャリアの原点とし、1950 年代通貨交換性回復に寄与した欧州決済同盟 (EPU) 構築に尽力した。50 年代前半における制度運用の経験を経て、中庸以降、「統合の父」J・モネ主宰の欧州合衆国実行委員会においては、EPU 清算 = 通貨交換性回復時の通貨統合構想を打ち出す。一連の経験が政治経済学者 J・ラギーにトリフィンを「埋め込まれた自由主義」論者と言わせしめる。申請者による研究上の目的は、欧州各国の通貨主権回復過程においてトリフィンが、戦間期に過度に容認されていた通貨・金融市場における自由主義的政策への回帰を抑止し、公共経営政策的主体たる各通貨当局をグローバル経済秩序としてのブレトンウッズ体制 (BWS) に「埋め込まれた」存在とすべく、大西洋を越えて「東奔西走」したことを実証することにあった。

3. 研究の方法

フランス銀行による「リスクの集中管理」策について、ラギーによる「埋め込まれた自由主義」論の観点から実証した。フラン圏通貨委員会における公共経営政策決定過程に関する実証研究に関しては、フランス銀行史料館における史料複製に関する極めて厳しい制限のため、頻度の高い同史料館における調査・収集が不可欠であった。あわせて、フラン圏通貨委員会に重要構成員を送り込んでいた海外フランス省側史料をフランス国立公文書館海外部門において調査・収集し、実証上のエヴィデンスを確実に渉猟することに成功した。さらに、EU 史料館、BIS 史料館、BOE 史料館等における一次史料の調査・収集成果も活用し、欧州統合と脱植民地化の同期性を手がかりとして、「埋め込まれた自由主義」論者としてのトリフィンの欧州通貨統合構想をめぐる言説を実証的に検証した。

4. 研究成果

1958 年に欧州経済共同体 (EEC) の一機関として産声を上げた欧州投資銀行 (EIB) は、同行設立から半世紀余を経た 21 世紀初頭の今日、欧州連合 (EU) 諸国の「均衡ある発展」に寄与し、EU 域内における経済的社会的連帯の強化を主目的とする EU 条約に基づく開発金融機関である。EU 加盟 28 カ国を出資者とする「EU バンク」として、EIB は欧州内外における健全かつ持続可能な投資案件に資金と専門知識を提供することを責務とし、EIB が支援するプロジェクトは欧州統合主体 EU の政策目的推進への貢献を企図する。一方で EIB は、財政的に自立した法人格を有する国際機関であり、貸付資金の大部分を債券発行により資本市場から調達している。大陸欧州を代表する国際金融センター・ルクセンブルクに本拠を構える EIB は、グローバルノースとグローバルサウスの結節点に位置する世界最大の多国籍貸手・借手であり、開発金融分野における稀有な実務経験を有するのである。

しかし、融資対象の 9 割が EU 域内に収束することもあり、世界的国際金融史家ピュシエールらの監修により 2008 年に刊行された「正史」が、EIB 初の本格的アフリカ開発金融プロジェクトであるコートディヴォワール調整公社 (La Société Nationale de Conditionnement, SONACO) 向け融資に言及しないなど、公開の進む EIB 関連一次史料に基づく実証研究はいまだ途上にあると言わざるをえない。EIB に関しては、第 2 次世界大戦後のアメリカ主導欧州復興計画に基づく「マーシャル援助」受け入れ機関である欧州経済協力機構において、1940 年代末にその設立が構想されていた。しかし、ポンドをはじめとする欧州諸通貨を襲う金融経済危機が資本市場に機能不全をもたらし、欧州における「均衡ある発展」を目的とする EIB の設立に向けた動きの再活性化は、「危機」が後退した 50

年代中庸を待たねばならなかった。

本研究課題に関する一連の著作が指摘するように、「欧州統合の父」として名高いモネ(J. Monnet)の側近であるユーリ(P.Uri)に対し1955年2月に提示されたトリフィン(R. Triffin)の欧州通貨統合構想は、資本市場から調達された資金に基づく「均衡ある発展」の可能性を追求する国際機関の欧州における立ち上げについて、「トリフィンのジレンマ」論に基づく国際経済学的視点からその必要性・実現可能性を訴えるものであった。トリフィン構想は、全般的経済統合の主体としての欧州経済共同体(EEC)と統合の恩恵を域内発展途上地域にまで供与するEIBの同時設立を実現する流れを生み出したのである。こうした1950年代中庸以降における欧州統合プロセスの再開を受け、のちに「コートディヴォワール独立の父」となるウフェボワニ(F. Houphet-Boigny)は、拙稿(2001)が指摘するように、ユーリと連携しつつフランス・フラン圏海外領土を代表してEEC設立交渉に関与した。初代大統領となったウフェボワニはEECを中核とする欧州統合政策パッケージとの整合性を強く意識しつつ、EIBによるアフリカ初の大規模開発支援を導出したのである。1960年代中庸における開発支援獲得過程は、域内経済不均衡の克服を通じた安定的通貨関係の樹立という欧州統合史上の一大重要文脈に巧みに乗じた戦略性の高いものであった。

こうした戦略性の高さを背景に、21世紀初頭の国連において、トリフィンの知的遺産がグローバルサウス論の文脈から注目を集めている。リーマン・ショックを受け国連総会議長が行った委嘱に基づく『スティグリッツ報告』(2009年9月21日付公表)の中で、スティグリッツ(J. Stiglitz)は「グローバル準備銀行(Global Reserve Bank)」設立とケインズ(J. M. Keynes)やトリフィンからインスピレーションを受けた人工通貨創設を提唱しつつ、二大論点を提示し、「トリフィンの Triffinesque」事態の深刻さを指摘する。報告書は、第一に、現在の基軸通貨制度は、世界経済、とりわけ、多くの発展途上国からなるグローバルサウスにとって非常に不公平であると指摘する。すなわち、ドルが準備通貨であるため、資本の豊富な先進国から資本不足の発展途上国に流れるべき資本は、発展途上国から先進国へ「外貨準備」として逆流し、こうした発展途上国からの資本の流出は、発展途上国における投資機会を奪い、成長と貧困削減の阻害要因をなしていると言及する。報告書は、第二に、上述の「逆流」はアメリカの国際収支赤字とドル安方向へのヴォラティリティ上昇という、「トリフィンのジレンマ」に由来する「トリフィンの」事態への対応であり、「アメリカは世界経済に不安定要因を持ち込んでいる」と断じるのである。

上述のように、「トリフィンのジレンマ」論や「トリフィンの」問題との関連においては、没後四半世紀余を経た今日も、トリフィンの注目度は高い。しかし、ユーリ ECSC 経済局長による「スパーク報告」が EEC 設立工程表として提示される 1956 年 4 月 21 日以前の時点において、「理想主義的」とも揶揄されたトリフィンの欧州通貨統合構想に関する「実証」は、モネをはじめとする「欧州統合の父」たちのブレンとなるトリフィン自身の諸著作においてさえも不十分であった。「埋め込まれた自由主義」論の祖・ラギー(J. Ruggie)をして、「埋め込まれた自由主義」論者と言わしめたトリフィン。トリフィンは、自由な為替取引を大前提としつつ、為替相場の「固定」を通じて為替市場における「自由主義」の「埋め込み」を主張した。さらには、「固定」を可能にする経済成長率や物価変動率に関する格差の「埋め込み」を可能にする制度やゲームのルール構築をも主張したのである。

トリフィンの言葉を借りるまでもなく、「欧州通貨統合は、経済統合と密接不可分である」のちにモネ率いる「ヨーロッパ合衆国のための行動委員会」にブレンとして参画するトリフィンは通貨統合について、「全ての通貨の統一に対する真の障害は、超国家的コンセプト

と密接に関連する諸決定をめぐる劇的かつ不可逆的特徴に由来する」と強調する。そのうえでトリフィン、欧州における政治共同体の受諾なき発券集中が通貨価値調整の不可能性に由来する技術的困難を伴うことに言及し、困難克服のため、統合された欧州地域の財政負担で償還される債券の、発券集中前における共同発行を提唱する。早期の通貨統合の可能性に言及する一方で、通貨の安定性と交換性に関し、「求められる政策が国ごとに大きく異なる」ことは十分に認識しており、「通貨・金融情勢の相違と密接にかかわる経済的平衡問題に対しては、通貨統合前の通貨発行準備に応じて発行され、一定の均衡を維持することを目的とする、ヨーロッパにおける外国向け共同債で対応」すべきと提案した。

このようにトリフィンは、通貨統合に由来する経済格差拡大を想定し、資本市場における共同債発行を通じた「均衡ある発展」の重要性を提示していた。EEC 条約に基づく EIB 設立に至るトリフィン提言は、ユーリの手による全般的経済統合に向けた工程表が「スパーク報告」として提示される 2 カ月以上前の 1955 年 2 月、欧州における「不可逆的」通貨統合と「可逆的」交換性回復の同時実現を「理想主義的」と批判する動きを「誤った選択肢」の提示であるとして、次のようにけん制する。「第一の通貨統合は『理想主義的』であり、第二のグローバルな交換性は『現実的』であるという、一つの選択肢に関する二つの用語であるかのように、欧州通貨統合をグローバルな交換性としばしば対立させようとするのは奇妙である」。

トリフィンにとって「為替取引の自由化と為替相場の固定」は同時実現を義務付けられたイベントであり、彼は「1913 年の通貨交換性に復帰することが容易であるとするならば、少なくとも技術的側面に関して、ヨーロッパの多様な国民通貨を、唯一の通貨に融合させることもまた容易である」と断言する。そのうえで、「理想主義的」と揶揄される通貨統合の実施に伴い予想される障害について、資本市場における共同債発行を通じて調達される公的開発資金に基づく域内経済不均衡是正を前提に、「為替の固定比率と 1913 年以前と同様の伝統的交換性の継承を保証するための障害と同様の性質を有する」と反論し、「不可逆的」「理想主義的」と指摘される通貨統合の現実性を強調すべく、具体例をあげつつ次のように論じる。

「たとえばベルギー・フランとフランス・フランに関する 1 対 7 の通貨平価の堅持は、2 通貨間相互の平価を維持するため、通貨・信用に関する国家主権をめぐる同一の問題を解決しなければならず、国家主権に関しフランスとベルギー双方に同様の制限を加えることになるのである。主権制限を経てベルギー・フラン価値が維持可能なら、同様の主権制限を経たフランス・フラン価値もまた維持可能であろう。当該 2 通貨の融合とは、経済的困難の克服ではなく、会計上ないし制度上の困難克服を意味するのである」。つづけてトリフィンは、新通貨導入を通じた通貨融合により政策当局が次の二つの命題から解放されると指摘した。第一に、通貨融合は、為替取引の恒久的自由化に関する、あるいは、各国家当局によって現時点においてすでに承認されている為替相場の固定に関する「底意 *arrière-pensée*」の堅持に関する命題から、政策当局を自由にするのであり、第二に、上述の通貨政策上の国家主権の放棄について、換言すれば、固定相場に基づく交換性回復への無意識的同意について、公衆の面前で明示することを避けたいという政治的固定観念から、通貨融合を選択した通貨当局は自由になるのであった。

実際、1950 年代中葉におけるフラン圏では、フランス銀行主導による物価変動格差等の「リスク」の一元的管理方針の下、フランス銀行総裁を長とする「フラン圏通貨委員会」による「取得外貨の集中管理」を通じた「通貨融合」が実現していた。EEC 共同市場への

海外領土包摂をめぐるユーロ欧州石炭鉄鋼共同体経済局長やスパーク（P. Spaak）ベルギー外相の提言に対応すべく、フランス政府内部にも、「フランス的総体をなす海外領土の欧州共同市場への予想される参加により提起されうる問題」の研究を目的とする海外領土委員会が、共同市場と欧州原子力共同体の設立に向けた条文起草作業の開始直後に設置された。モレ（G. Mollet）がドフェール（G. Defferre）海外フランス相による提言を受けてその設置を決断し、同委員会の長には、海外フランス省代表として共同市場設立交渉に参加するムサ（P. Moussa）が、ドフェール大臣の代理として就任した。さらに、政府間交渉のフランス代表団において副団長を務め、後に海外領土問題に関するフランス代表団の「宣言」を行なうマルジョラン（R. Marjolin）も、この海外領土委員会の研究活動を法的技術的側面から支援していた。フランス政府首脳が関与した成果は、海外領土委員会発足後2カ月あまりを経た1956年8月30日に、「結論」として取りまとめられる。その際、共同市場加盟国により分担されるべきフランス本国の負担を計算するために研究した資料が、フランス政府諮問機関機能を有するconseil d'État（Conseil d'État）による、本国アルジェリア間の経済「格差」是正を目的とするの調査分析に基づく「本国アルジェリア間財政関係研究グループの報告書」（1955年6月発表）であった。フランス本国とアルジェリアの間での公的所得移転メカニズムを詳細に分析した同報告書が、海外領土委員会所属委員に送付されたのは7月28日であった。そして、8月1日の委員会で、報告書に関する最初の審議が行われている。報告書は、フランス本国の第3次近代化設備計画（1957 - 1961）の策定にあわせて起草されたものであったが、検証されている経済成長シエーマに基づくアルジェリア経済10カ年計画（1957 - 1966）は、独立後のアルジェリアに継承されるほどの精度を持ち合わせていた。報告書に盛り込まれた仮説検証型のアルジェリア経済成長シエーマが裏付ける経済成長の可能性こそ、ドフェールによるユーラフリカ共同市場設立を通じたユーラフリカ「統合」実現への動機であったといえるのである。

1957年3月25日に調印されたEEC条約に基づいて1958年1月1日に設立されたEIBは、旧「植民地」を中心とするグローバルサウスと旧「宗主国」を中心とするグローバルノースの間の資本市場を通じた「新自由主義的」連関の場となった。独立初期コートディヴォワールにおいてウフェボワニの肝いりで推進された輸出志向バナナ産業近代化に関するSONACOプロジェクトは、EIBによる本格的アフリカ開発融資案件の嚆矢であり、今日に至る欧州による対グローバルサウス融資の原型である。一方、フランスからの独立を達成した1960年から在職中に死去する1993年まで大統領であり続けたウフェボワニは、独裁的権力基盤に基づき「象牙の奇跡」と称される高度経済成長を主導し、ウフェボワニ政権下で要職を歴任したディアワラは、1980年代に巨額公金横領に手を染めることとなる。

EU域内外におけるEIBの活動拡大は資本市場における高評価を前提とすることは敢えて言及するまでもない。EIBは、保険会社などの機関投資家や各国の年金基金などグローバルな投資家が債務不履行リスクの少ない借手としてのEIBに対する信認を明示する場合においてのみ、安定的に開発金融業務を遂行することができる。実際、グローバルノースとグローバルサウスの結節点としてのEIBの高い実務能力を反映し、その発行債券に対する資本市場における評価は最高水準が維持されてきたのである。EU枠内唯一の債券発行機関として「EUバンク」とも称されるEIBは、2009年10月のギリシャにおける政権交代を発火点とする「ユーロ危機」において、ユーロ圏加盟国間合意とルクセンブルク法に基づき2010年6月に発足した欧州金融安定ファシリティ（EFSF）の財務管理を支援するなど、対応の実務的最前線を形成している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 藤田憲
2. 発表標題 「植民地帝国」フランスの変容
3. 学会等名 新潟大学共生経済学研究センター研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 溝口由己編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 264
3. 書名 『グローバル経済のいまを読む-不寛容の広がり-に共生を問う-』	

1. 著者名 松下冽・藤田憲編著	4. 発行年 2016年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 344
3. 書名 『グローバルサウスとは何か』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----